

服 装 規 定

服装、身だしなみは、その人の人格・教養を端的に示すものである。服装規定を守り、質素、清潔に心掛けよう。

1 制 服

- (1) 学校指定のブレザー、ベスト、ズボン、セーター、スカート、及びカッターシャツ、ブラウスを着用する。
- (2) スカート丈は膝までとする。ズボン丈はすそを引きずらない長さとし、ウエストをベルトでしっかりと締める。ベルトは黒色または茶色で、華美でないものを着用すること。
- (3) ボタンは学校指定のものをつける。
- (4) 夏季には、学校指定の夏用ズボン、スカート、及び半袖カッターシャツ、半袖ブラウスの着用を認める。また、原則として上着を着用しない。
- (5) 5～6月及び9～10月には服装の移行期間を設ける。

2 頭髪等

- (1) 高校生らしく活動的で清潔・簡素な髪型を心掛ける。
- (2) パーマ又はこれに類するもの、毛染め、脱色などの加工を禁止する。また、奇抜なツブロックや変則的な髪型を禁止する。
- (3) 眉毛の加工は禁止する。
- (4) 化粧、マニキュア、ピアス、アクセサリ、カラーコンタクトなどの装飾品は禁止する。

3 ソックス

男子は無地で色は白・黒・紺・グレー、女子は学校指定の紺色とする。(女子は夏季のみ、学校指定以外の、無地の紺・白・黒のソックスを認める)

4 靴

学校指定のグラウンドシューズまたは黒色コインローファーとする。

5 通学用カバン

学校指定のバッグとする。

6 雨具

カッパ雨具等はすべて華美でないものとする。

7 冬季防寒着

- (1) 学校指定のウィンドブレーカーとする。
- (2) マフラー、ネックウォーマー、手袋、帽子等は校舎内では着用しない。
- (3) セーター、ベストは、学校指定のものとする。
- (4) 女子のタイツについては、柄は無地の黒色のみ、肌が透けない厚さのあるものとする。タイツを履く場合、ソックスの着用は禁止する。使用は許可された期間に限る。
- (5) 膝かけについては、許可された期間、使用を認める。ただし、定期考査またはこれに準ずるものを実施する場合使用できない。